

令和6年度 第2回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年5月10日(金)午後3時25分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
		10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(1名)	9番 横川 力 委員			
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第8号議案 非農地の現況証明について 第9号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第3号 電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>蔵本委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第2回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号11番の蔵本孝広 委員です。よろしくお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、11番の蔵本孝広委員、12番の山上真治委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第1号 水田の畑地変換届について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>本冊2頁です。</p> <p>報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p>

<p>報告事項第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項 に係る農地転用（2 アール未満 の農業用施設）の届出について</p>	<p>（議長） 事務局</p>	<p>（資料は 2-2 頁） 番号 1 届出人は、園●●。土地の所在は、大字園——、——、——の 3 筆。地目はいずれも田、面積は記載のとおりです。これらの土地を普通畑へと変換するものです。 次に、番号 2 届出人は、番号 1 と同じく、園●●。土地の所在は、大字園——、——の 2 筆。地目はともに田、面積は記載のとおりです。これらの土地を普通畑へと変換するものです。 頁をめくっていただき、2-2 頁が番号 1 と番号 2 の航空写真による位置図で、赤色で示しています。番号 1 が 1,2,3 と示している 3 筆、番号 2 が 4,5 と示している 2 筆です。 次に 2-1 頁をお願いします。 （資料は 2-3 頁） 番号 3 届出人は、方面●●。土地の所在は、大字方面——、——、——の 3 筆。地目はいずれも田、面積は記載のとおりです。これらの土地を 1 m の盛土を行い、普通畑へと変換するものです。 頁をめくっていただき、2-3 頁が航空写真による位置図で、中央付近に赤色で示しています。1 と示しているのが——番、2 が——番、3 が——番です。説明は以上です。 次に、報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明してください。 本冊 3 頁です。 報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。 次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 （資料は 3-1 頁～3-3 頁） 番号 1 届出人は、園●●。土地の所在は、大字園——。地目は田、面積は 952 m²。その内、転用面積は 100 m²で鶏舎を設置するものであります。 次に、番号 2 届出人は、同じく、園●●。土地の所在は、大字園——。地目は田、面積は 906 m²。その内、転用面積は 100 m²で鶏舎を設置するものであります。 次に、番号 3 届出人は、同じく、園●●。土地の所在は、大字園——。地目は田、面積は 1,795 m²。その内、転用面積は 100 m²で鶏舎を設置するものであります。</p>
--	--------------------------	---

<p>報告事項第 3 号 電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で囲っている 3 か所、番号 1,2,3 のとおりです。</p> <p>次の 3-2 頁が番号 1,2,3 に共通する鶏舎の概要図です。資料は縦に見ていただきますが、間口 5m、奥行き 20m の 100 m² の鶏舎です。次の 3-3 頁が鶏舎の配置図です。3 筆それぞれの土地の中に、鶏舎を設置する位置ということで見てください。以上、2 アール、200 m² 未満の農業用施設設置の届出の説明を終わります。</p> <p>次に、報告事項第 3 号「電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について」を説明してください。</p> <p>本冊 4 頁です。</p> <p>報告事項第 3 号「電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 13 号に規定する送電用施設及び送電用電気工作物等の設置に係る事業計画について、事業者から届出があったので報告するものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁～4-4 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、島根県出雲市の株式会社●●。土地の所在は、全部で 3 筆です。大字羽衣石——、——、——の 3 筆。地目はいずれも畑、面積は記載のとおり全体面積の一部が転用面積です。土地所有者は記載のとおりで、仮設道、駐車場として使用するものです。</p> <p>事業主体は、●●株式会社。工事名は、記載のとおり経年鉄塔建替工事及び建替に伴う除却工事です。事業目的は、経年鉄塔建替に伴う 1 か所 No.10 の新設工事のための作業用地及び仮設用地として使用するものです。事業概要全体としては、鉄塔の新設 5 基と鉄塔の除却 6 基です。</p> <p>工事期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 18 日までの約 1 年間で、この期間内に工事を完了し、農地として復元するものです。その他、地元区長及び隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>添付資料の説明です。</p> <p>4-1 頁が位置図です。この度の申請は緑色で丸印がついている箇所申請です。次の 4-2 頁が航空写真の位置図で、中央少し右側に赤色で示している 3 か所です。参考までに申請地の少し左下に青色で囲っている——番がこの度鉄塔が新設される箇所です。次の 4-3 頁が土地利用計画図</p>
---	---------------------	---

<p>4 議事 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>です。申請地 3 か所の土地を青線で示しており、その内、転用部分を赤線で示しています。左上に記載がありますとおり、使用箇所には土木シート及び鉄板が敷かれます。なお、工事完了後にはこれらは撤去され、農地として復元されます。次の 4-4 頁が公図ですのでご確認ください。説明は以上です。</p> <p>以上で、報告事項第 1 号、第 2 号、第 3 号の説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、以上で報告事項は終わります。</p> <p>次に、日程 4.議事に移ります。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>本冊 5 頁です。</p> <p>議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、田畑●●。譲受人は、田畑●●。土地の所在は、大字田畑——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも畑、面積は 929 m²です。権利取得後の経営面積は 30 アールで、売買による所有権移転です</p> <p>頁をめくっていただき、5-1 頁が航空写真の位置図で、中央に赤色で囲っている箇所です。再度、5 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 5-2 頁、5-3 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、埴見●●。土地の所在は、大字門田——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は 949 m²。もう一筆、大字門田——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は 1,974 m²。権利取得後の経営面積は 61 アールで、贈与による所有権移転です</p> <p>頁をめくっていただき、5-2 頁が——番の航空写真の位置図で、中央下付近に赤色で囲っている箇所です。次の 5-3 頁が——番の航空写真の位置図で、中央に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>以上、2 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、</p>
--	------------------------------------	--

	<p>(議長)</p> <p>河井推進委員</p>	<p>興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。申請地の西側隣接地には農地、田がありますが、所有者は譲渡人である●●です。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 頁が航空写真による位置図で、中央付近に赤色で囲っている箇所です。申請地の北側や西側には、水田地帯が広がっており、その広がりのある水田に接していることから、集団農地の第 1 種農地と判断しております。許可根拠規定につきましては、申請地の東側の集落に接することから、集落接続と判断しています。第 1 種農地の転用は、原則不許可とされていますが、例外許可の一つに集落接続の住宅等の建築があります。今回は、この例外許可での許可根拠規定になります。</p> <p>次の 6-2 頁が現地の写真です。2 枚とも申請地の北側の町道側から撮影しています。上の写真は北西側から、下の写真は北東側から撮影したものです。次の 6-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。水路は青色、道路は茶色で示しています。申請地の西側隣接地の一番の田の所有者は、譲渡人である●●です。</p> <p>次の 6-4 頁が施設の配置図です。文字が小さくて見えにくいですが、申請地全体に 80 cm の盛土をされること、申請地周囲の隣接境界線には、駐車場の出入口を除き、地上面から 50 cm または、30 cm のコンクリートブロック壁を設置され、土砂の流出を防ぐ対策を取るものです。</p> <p>次の 6-5 頁、外構設備図に雨水と汚水の排水管図が示されています。敷地内の雨水は、青線で示してありますとおり、最終的には東側の町道を挟んだ既存水路に流す計画です。汚水は、赤線で示してありますとおり公共下水につなげる計画です。</p> <p>次の 6-6 頁は、3 つの建物のうち、1 棟と 2 棟の 1 階、2 階の平面図です。次の 6-7 頁は、1 棟と 2 棟の立面図です。次の 6-8 頁は、3 棟の 1 階、2 階の平面図です。次の 6-9 頁は、3 棟の立面図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 14 番の河井勝重推進委員より報告をしてください。</p> <p>この転用申請については、雨水や汚水の対策も取られ、土砂流出の恐れはありません。西側隣接農地は譲渡人の所有地であり、周辺農地への支障もないことから、この転用計画を認めること</p>
--	---------------------------	--

<p>議案第 8 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)</p>	<p>について問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の本案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 8 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。まずは、申請番号 1 について、説明してください。</p> <p>本冊 7 頁です。</p> <p>議案第 8 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 7-1 頁～7-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、宮内●●。土地の所在は、大字宮内——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 851 m²。平成 10 年頃から労働力不足により耕作できなくなり、原野化したものであります。</p> <p>頁をめくっていただき、7-1 頁が航空写真の位置図です。中央少し左付近に赤色で囲っている箇所です。頁をめくっていただき、7-2 頁が現地の写真です。申請地の南側から撮影しています。申請地は細長い土地であります。南側から見て、左上、左下、右下と、西側から東側にかけて撮影した写真です。次の 7-3 頁が公図ですのでご確認ください。番号 1 の説明は以上です。</p>
	<p>(議長) 山上委員</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 12 番の山上真治委員より報告をしてください。</p> <p>この土地は急斜面にあり、30 年近く耕作されていないため、農地に復元することは困難な状況であるとともに、農地としては不適切な場所にあると感じました。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p>

	<p>(議長) 事務局</p>	<p>質疑は一括して受けます。次に申請番号 2 について、説明してください。 再度、7 頁に戻っていただき、 (資料は 7-4 頁～7-6 頁) 番号 2 申請人は、久留●●。土地の所在は、大字久留——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 46 m²。もう一筆、大字久留——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 33 m²。2 筆とも、昭和 47 年に申請人の祖父が現在の住居を建築して以降、宅地の状態で現在に至っているものです。 頁をめくって頂き、7-4 頁が航空写真の位置図です。中央少し左付近に赤色で囲っている箇所です。次の 7-5 頁が現地の写真です。見てのとおり、現況宅地という状況にあります。次の 7-6 頁が公図です。資料は縦に見ていただきますが、この土地は記載のとおり、4 筆が筆界未定となっている土地であります。この 4 筆のうち、——番と——番の地目が農地、畑となっているため、この度非農地の現況証明願いが提出されたものです。番号 2 の説明は以上です。</p>
	<p>(議長) 蔵本委員</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 11 番の蔵本孝広委員より報告をしてください。 この土地は 50 年以上にわたり宅地、住居として利用されています。農地に復元することは不可能な状況であります。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p>
	<p>(議長) 尾川委員 事務局 尾川委員 (議長) 清水委員 事務局</p>	<p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより申請番号 1 と 2 について、一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 2 の案件について、固定資産税は農地、宅地、どちらになっていますか。 固定資産評価額については、宅地評価になっており、その書類も添付されています。 わかりました。 その他に質疑はございますか。 番号 2 の案件について、7-6 頁の公図の——番と——番は誰の所有地でしょうか。 申請人の所有地であり、地目は宅地です。参考までに、申請地の 4 筆のうち、申請地番 2 筆以外の——番と——番の 2 筆も地目は宅地です。</p>
	<p>清水委員 (議長)</p>	<p>わかりました。 その他に質疑はございますか。 それでは質疑は無と認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 8 号「非農地の現</p>

<p>議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>況証明について」、申請番号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>よって、議案第 8 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに議決致します。</p> <p>次に、議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。議席番号 7 番の渡邊由佳委員より申請の整理番号 12 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 12 の案件を先に分割審議することとします。それでは、渡邊由佳委員は退席してください。</p> <p>(7 番の渡邊由佳委員 退席)</p> <p>渡邊委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 12 の案件について説明してください。</p> <p>本冊 8 頁です。</p> <p>議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 6 年 5 月 15 日です。</p> <p>(資料は、8-1 頁～8-3 頁)</p> <p>8-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 10、貸人 12。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 4 件で 5,292 m²、3 年以上 6 年未満が 11 件で 20,518 m²です。設定作物等面積は、水田としての利用が 21,177 m²、転作田としての利用が 2,982 m²、普通畑としての利用が 1,651 m²。利用権設定面積率は 0.206%</p>
-------------------------------------	------------------------	---

	<p>(議長) 山田委員 事務局 山田委員 渡邊委員 山田委員 蔵本委員 河井推進委員 事務局 河井推進委員 (議長)</p>	<p>記載の 5 筆の田を新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 13、利用権の設定を受ける者、田畑●●です。大字園地内の畑を新規で野菜栽培を 1 年間、無償での使用貸借です。 8-3 頁です。 整理番号 14、利用権の設定を受ける者、園●●です。大字園地内の田を新規で水稻栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。 整理番号 15、利用権の設定を受ける者、園●●です。大字園地内の田を新規で水稻栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。 以上、分割審議以外の案件の「農用地利用集積計画」についても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 今回の新規の案件について、これまでの耕作者の後に別の者が耕作されるようになったのか、所有者自身が耕作できなくなりこの度の申請になったのか、わかれば教えてください。 整理番号 7 から 11 については、前耕作者が耕作できなくなり、記載の者が代わりに耕作されるようになったものです。 わかりました。ちなみに整理番号 12 から 15 は所有者が同じ人ですが、これはどうですか。 私が間に入り手続きをしました。整理番号 12 については私が貸し借りの申し出をしたものです。整理番号 13 から 15 は、所有者からの意向により、これまで口頭での貸し借りであったものを正式に書面で利用権設定をされたものです。 わかりました。 整理番号 5 については、これまでご主人が耕作されていましたが、お亡くなりになられたため、この申請になったものです。 この利用権設定については、廃止になると聞いていたのですがどうなのでしょう。 この相対の利用権設定は、現在経過措置の期間中で、令和 7 年 3 月末日で終了します。令和 7 年 4 月以降は、中間管理機構を加えた三者契約に移行します。ただし、利用権設定の期間が終了するまでは有効であり、次回更新時には中間管理機構を加えた三者契約が必要です。 わかりました。 その他に質疑はございますか。</p>
--	---	---

<p>6 閉会</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>担当：⑦ 渡邊由佳 委員、⑧ 清水武敏 委員、⑬ 赤井 保 推進委員 ※担当は、令和6年3月実施時の担当の続きになります。</p> <p>(5) 農地パトロールの日程について、説明してください。</p> <p>○農地パトロールの日程について 7月24日(水) 午前8時45分出発式～終日 ※公用車確保、産業振興課職員の協力確保の関係からこの日程でお願いします。 その他に事務局からございますか。 ありません。 皆さんから何かございますか。無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後5時00分)</p>
-------------	---	---